

第二次再犯防止推進計画について

〔 令和 5 年 3 月 1 7 日
閣 議 決 定 〕

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第二次再犯防止推進計画を別紙のとおり定める。

第二次再犯防止推進計画

令和5年3月17日

目 次

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止の現状と再犯防止施策の重要性

第2 第二次推進計画策定の経緯

II 基本方針及び重点課題

第1 基本方針

第2 重点課題

第3 計画期間と迅速な実施

III 今後取り組んでいく施策

第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

1. 就労の確保等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得
- ② 就職に向けた相談・支援等の充実
- ③ 協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実
- ④ 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援
- ⑤ 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保

2. 住居の確保等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実
- ② 更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保

③ 地域社会における定住先の確保

第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組(推進法第17条、第21条関係)

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
- ② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化
- ③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施
- ④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備

2. 薬物依存の問題を抱える者への支援等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実
- ② 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等
- ③ 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進
- ④ 薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討

第3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組(推進法第11条、第13条関係)

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 児童生徒の非行の未然防止等
- ② 非行等による学校教育の中断の防止等
- ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組(推進法第11条、第13条、第21条関係)

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用
- ② 特性に応じた指導等の充実
 - i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等
 - ii ストーカー・DV 加害者に対する指導等
 - iii 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等
 - iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
 - v 女性の抱える困難に応じた指導等
 - vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等
 - vii 各種指導プログラムの充実
- ③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等

第5 民間協力者の活動の促進等のための取組（推進法第5条、第22条、第23条関係）

1. 現状認識と課題等

2. 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援

(1) 具体的施策

- ① 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行
- ② 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進
- ③ 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供
- ④ 地方公共団体からの支援の確保
- ⑤ 国内外への広報・啓発

3. 民間協力者（保護司を除く）の活動の促進

(1) 具体的施策

- ① 民間ボランティアの活動に対する支援の充実
- ② 民間協力者との連携強化
- ③ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進
- ④ 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実

第6 地域による包摂を推進するための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）

1. 現状認識と課題等

2. 地方公共団体との連携強化等

(1) 国と地方公共団体の役割

- ① 国の役割
- ② 都道府県の役割
- ③ 市区町村の役割

(2) 具体的施策

- ① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援
- ② 地方再犯防止推進計画の策定等の支援
- ③ 地方公共団体との連携の強化

3. 支援の連携強化

(1) 具体的施策

- ① 更生保護に関する地域援助の推進
- ② 更生保護地域連携拠点事業の充実等
- ③ 法務少年支援センターにおける地域援助の充実

4. 相談できる場所の充実

(1) 具体的施策

- ① 刑執行終了者等に対する援助の充実
- ② 更生保護施設による訪問支援事業の拡充

第7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組（推進法第18条、第19条、第20条、第22条関係）

1. 再犯防止に向けた基盤の整備等

(1) 現状認識と課題等

(2) 具体的施策

- ① 関係機関における人的・物的体制の整備
- ② 業務のデジタル化、効果検証の充実等
- ③ 再犯防止関係者の人材育成等
- ④ 広報・啓発活動の推進

IV 再犯の防止等に関する施策の指標

第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標

第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止の現状と再犯防止施策の重要性

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年(285万3,739件)にピークを迎えたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年(56万8,104件)には戦後最少となった。

この数字は、諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答している。

他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にある。

このような再犯の傾向は、第一次の再犯防止推進計画(以下「第一次推進計画」という。)を策定した平成29年当時においても同様であり、政府は、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、第一次推進計画を策定し、これに基づき、様々な取組を行ってきた。

国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくためには、これまでの取組を検証して必要な改善を図るとともに、新たな施策をも含めた、第二次再犯防止推進計画(以下「第二次推進計画」という。)を策定することが必要とされる。

第2 第二次推進計画策定の経緯

〔第一次推進計画の策定〕

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号、以下「推進法」という。)が制定、施行された。

政府は、推進法において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することとされ、これを受け、平成29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画を閣議決定した。

第一次推進計画は、5つの基本方針の下、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、⑥地方公共団体との連携強化、

⑦関係機関の人的・物的体制の整備、という7つの重点課題と115の具体的な施策により構成され、その計画期間は平成30年度から令和4年度までの5年間とされた。

令和元年12月、政府は、第一次推進計画に基づき実施している再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を加速化させるため、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を決定した。加速化プランでは、①「満期釈放者対策の充実強化」、②「地方公共団体との連携強化の推進」、③「民間協力者の活動の促進」の3つの取組を加速化させることとし、具体的な成果目標として、「令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる」こと、及び、「令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援する」ことが設定された。

〔第一次推進計画に基づく取組〕

政府は、第一次推進計画や加速化プランに基づき、地方公共団体や民間協力者等の理解・協力も得て、各種施策に取り組み、一定の成果も上がってきた。

例えば、就労の確保については、矯正施設・保護観察所とハローワークが連携した就労先確保に向けた取組等により、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数が増加し、住居の確保については、更生保護施設等による住居確保支援や矯正施設在所中の生活環境の調整の強化等により、適当な帰宅先が確保されていない刑務所出所者数が減少している。また、満期釈放者対策の充実強化については、矯正施設在所中の生活環境の調整の強化や更生保護施設退所者に対する継続的な相談支援等の実施により、加速化プランにおいて設定された上記目標が達成された。

さらに、地方公共団体の取組としては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について調査するための「地域再犯防止推進モデル事業」の実施や、協議会等を通じた同事業の成果や好事例等の共有等が行われるとともに、令和4年10月1日現在で402の地方公共団体で地方再犯防止推進計画等が策定され、地域の実情に応じた様々な取組が進められている。また、民間協力者等の取組については、民間資金の活用などにより、地域における草の根の支援活動など多様な活動が更に広がった。

こうした一つ一つの取組の結果、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年犯罪対策閣僚会議決定）において設定された「出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合（2年以内再入率）を令和3年までに16%以下にする」という数値目標を令和元年出所者について達成するに至った。

〔第一次推進計画に基づく取組の検証〕

政府は、第二次推進計画の策定を見据え、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）において、4回にわたる議論等を経て、第一次推進計画下における取組状況や成果を検証するとともに、今後の課題について整理した。

その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めしていく必要があること」、「支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」などの課題が確認された。

その上で、検討会は、これらの課題を踏まえ、第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性として、以下の3つを取りまとめ、議論を進めた。

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

〔第二次推進計画の策定〕

政府は、検討会における更に計4回にわたる議論等を経て、第二次推進計画の案を取りまとめ、ここに第二次推進計画を定めるに至った。

Ⅱ 基本方針及び重点課題

第1 基本方針

第一次推進計画では、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、推進法第3条の「基本理念」を踏まえ、以下の5つの基本方針が設定された。

本基本方針は、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、第二次推進計画においても踏襲する。

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2 重点課題

第一次推進計画では、推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、多岐にわたる再犯防止施策が7つの重点課題に整理された。第二次推進計画においては、第一次推進計画の重点課題を踏まえつつ、前記第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性に沿って、以下に掲げる7つの事項を重点課題とする。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

第3 計画期間と迅速な実施

推進法第7条第6項が、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加えることとしていることから、計画期間は、令和5年度から令和9年度末までの5年間とする。

第二次推進計画に盛り込まれた施策は、可能な限り速やかに実施することとし、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとする。

また、Ⅳの第1に掲げる成果指標については、第二次推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その向上を図り、このうち、出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させることを目標として定める。

第5 民間協力者の活動の促進等のための取組（推進法第5条、第22条、第23条関係）

1. 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われている。こうした民間協力者の活動は、SDGs に掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において、高く評価されるべきものである。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活を送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在である。保護司が担う役割は、国際的な評価も高く、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）のサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」では、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択されるなど、“HOGOSHI”の輪は、我が国の枠を超えて世界への広がりを見せている。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っている。

政府は、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要がある。また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者

との連携を一層強化していく必要がある。

保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されて久しい。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。

2. 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援

(1) 具体的施策

① 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号 64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。
【法務省】

② 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進【施策番号 65】

法務省は、保護司活動に関する事務の多くをオンライン上で実施できる体制の構築を目指し、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”の機能拡充を図るとともに、保護司が使用するタブレット端末等を整備するなど、保護司活動の一層のデジタル化を図る。
【法務省】

③ 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供【施策番号 66】

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、保護観察所において、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、地域の保護司適任者に関する情報を収集する取組を強化する。また、法務省は、保護観察所において、保護司活動についての理解を広げるための保護司セミナーや保護司活動を体験する保護司活動インターンシップなどを通じて、同協議会で情報提供のあった保護司候補者等に対して、保護司活動についての理解を深めてもらうとともに、実際に保護司として活動してもらえよう、積極的に働き掛ける。
【総務省、法務省、文部科学省、厚

生労働省、経済産業省】

④ 地方公共団体からの支援の確保【施策番号 67】

法務省は、総務省と連携し、地方公共団体に対し、保護司適任者に関する情報提供や職員の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所や自宅以外で面接できる場所の確保、顕彰等による保護司の社会的認知の向上、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置など、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛ける。【総務省、法務省】

⑤ 国内外への広報・啓発【施策番号 68】

法務省は、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れるため、保護司セミナーによる地域の関係機関等への広報、若年層にも訴求する多様な手法による広報を展開するとともに、地方公共団体による保護司への顕彰を促進することなどを通じ、国内における保護司の社会的認知・評価の向上を図る。

また、京都保護司宣言を踏まえ、国際会議等の場で保護司制度やその活動についての国際発信を推進し、保護司の国際的な認知・評価の向上を図る。【法務省】

3. 民間協力者（保護司を除く）の活動の促進

(1) 具体的施策

① 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号 69】

警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体が実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。【警察庁】

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号 70】

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護女性会や BBS 会といった更生保護ボランティアに対する研修の充実を図るとともに、積極的な広報等により、担い手の確保を図る。また、地域の中で困難を抱える人を支援するため、更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 民間協力者との連携強化

ア 地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号 71】

法務省は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、地域で再犯の防止等に資する取組を行う NPO 法人、社会福祉法人、企業、弁護士、社会福祉士や、自らの社会復帰経験に基づいて相互理解や支援をし合う自助グループといった民間協力者の把握に努めるとともに、そうした民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図る。

また、矯正施設において、民間事業者の協力を得ながら、外部通勤作業・院外委嘱指導等を活用して、社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、自助グループや当事者団体を含む民間団体の協力を得ながら、効果的な指導・支援の充実を図るなど、広く地域の民間協力者と連携した指導等を推進する。

加えて、篤志面接委員や教誨師等、かねてから、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組を実施してきた民間協力者の特性や役割を踏まえ、効果的な連携を図る。【法務省】

イ 弁護士・弁護士会との連携強化【施策番号 72】

法務省は、犯罪をした者等に対して、切れ目のない効果的な支援を実施していく上で、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後まで継続的な関わりができる弁護士・弁護士会との連携が重要であることに鑑み、入口支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援分野における弁護士・弁護士会との連携の在り方を検討し、連携の強化を図る。【法務省】

ウ 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号 73】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行う。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進【施策番号 74】

法務省は、再犯防止分野において、ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) を含む成果連動型民間委託契約方式 (PFS) 事業を推進するとと

もに、地方公共団体に対しても PFS を活用した再犯防止事業の導入に向けた支援を行うなどして、民間事業者が持つ資金・ノウハウを活用した再犯防止活動の促進を図る。【法務省】

④ 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実

ア 民間協力者の活動に関する広報の充実【施策番号 75】

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等、民間協力者の活動に関する広報の充実を図る。【警察庁、法務省】

イ 民間協力者に対する表彰【施策番号 76】

内閣官房及び法務省は、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を更に普及・促進するとともに、新たな活動の道を開く民間協力者の開拓にも資するよう、再犯を防止する社会づくりに功績・功労があった民間協力者を表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を引き続き実施し、効果的な広報に努める。【内閣官房、法務省】

IV 再犯の防止等に関する施策の指標

第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標

○ 検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

(出典：警察庁・犯罪統計)

基準値 109,626人・47.0% (令和3年)

うち刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

基準値 85,032人・48.6% (令和3年)

うち特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

基準値 24,594人・42.3% (令和3年)

○ 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合【指標番号2】

(出典：法務省・矯正統計年報)

基準値 13,475人・83.4% (令和3年)

うち再入者数及び再入者率

基準値 9,203人・57.0% (令和3年)

○ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(出典：法務省調査)

基準値 2,863人・15.1% (令和2年出所受刑者)

○ 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率【指標番号4】

(出典：法務省調査)

基準値(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)

15.5%・5.0%・12.3%・20.0% (令和2年出所受刑者)

基準値(高齢、女性)

20.7%・11.0% (令和2年出所受刑者)

基準値(少年)

9.0% (令和2年少年院出院者の2年以内再入院率)

9.7% (令和2年少年院出院者の2年以内再入院及び刑事施設入所率)

○ 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率【指標番号5】

(出典：法務省調査)

基準値 4,983人・25.0% (令和元年出所受刑者)

- 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別3年以内再入率【指標番号6】

（出典：法務省調査）

基準値（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）

27.3%・11.6%・24.2%・33.0%（令和元年出所受刑者）

基準値（高齢、女性）

29.2%・20.2%（令和元年出所受刑者）

基準値（少年）

13.2%（令和元年少年院出院者の3年以内再入院率）

15.6%（令和元年少年院出院者の3年以内再入院及び刑事施設入所率）

- 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率【指標番号7】

（出典：法務省・保護統計年報）

基準値（保護観察付（全部）執行猶予者）

618人・25.5%（令和3年）

基準値（保護観察処分少年）

1,219人・16.1%（令和3年）

第2 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1. 就労・住居の確保等関係

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号8】

（出典：厚生労働省調査）

基準値 3,130人・50.3%（令和3年度）

- 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号9】

（出典：法務省調査）

基準値 24,665社・1,208社・1,667人（令和3年10月1日現在）

- 国及び地方公共団体において雇用した犯罪をした者等の数【指標10】

（出典：法務省調査）

基準値 ー

- 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号 11】

(出典：法務省・保護統計年報)

基準値 5,653 人・24.0% (令和 3 年)

- 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号 12】

(出典：法務省・矯正統計年報)

基準値 2,844 人・16.0% (令和 3 年)

- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号 13】

(出典：法務省調査)

基準値 10,291 人 (令和 3 年度)

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

- 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号 14】

(出典：法務省調査)

基準値 826 人 (令和 3 年度)

- 検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した者の数【指標番号 15】

(出典：法務省調査)

基準値 —

- 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号 16】

(出典：法務省調査)

基準値 —

3. 学校等と連携した修学支援の実施等関係

- 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号 17】

(出典：法務省調査)

基準値 54 人・30.5% (令和 3 年)

- 保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号 18】

(出典：法務省調査)

基準値 ー

- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号 19】

(出典：文部科学省調査)

基準値 (受験者数・合格者数・合格率)

797 人・316 人・39.6% (令和 3 年度)

基準値 (受験者数・1 以上の科目に合格した者の数・合格率)

797 人・776 人・97.4% (令和 3 年度)

4. 民間協力者の活動の促進等関係

- 保護司数及び保護司充足率【指標番号 20】

(出典：法務省調査)

基準値 46,705 人・89.0% (令和 4 年 1 月 1 日)

- “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号 21】

(出典：法務省調査)

基準値 867,395 人 (令和 3 年)

5. 地域による包摂の推進関係

- 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号 22】

(出典：法務省調査)

基準値 (都道府県、指定都市、その他の市町村 (特別区を含む。))

47 団体・100%、18 団体・90.0%、306 団体・17.7% (令和 4 年 4 月 1 日)

6. その他の参考指標

- 出所受刑者の 5 年以内再入者数及び 5 年以内再入率【指標番号 23】

(出典：法務省調査)

基準値 8,175 人・37.2% (平成 29 年出所受刑者)

注1 「基準値」は、確定している最新の数値である。

2 「基準値 ー」は、新規の指標又は指標の内容を変更したことにより、今後、新たに統計を収集するものである。